

受験者心得

1. 受験者は、試験開始の定刻20分前までに試験場に到着し、10分前には必ず入場していること。
2. 試験場内の座席は、入場の際係員が交付する番号札によって定める。番号札は退場の際必ず返還すること。
着席番号以外の座席に許可を得ないで着席して受験した場合には、その科目の試験を無効にする。
3. 受験者は、入場の際学生証を必ず係員に提示し、入室すること。学生証は着席後机上の見やすい場所に置くこと。
4. 答案用紙は、入場の際係員から受取り入室すること。問題配付前に用便等で外出する場合には、学生証を必ず係員に預けておくこと。
5. 答案用紙は、学部所定のものを使用することを原則とする。答案用紙は氏名票のほか、原則として、縦書1冊8枚又は横書1枚の用紙からなっており、追給はしないので、入室後枚数を確認すること。書き損じた場合でも用紙をはぎ取ったり、折りたたんだりなどしてはならない。
答案用紙は、いかなる場合でも持ち帰ってはならない。
6. 受験者は、持ち込みを許可されたもの以外の書籍・ノートの種類を机の上に置いてはならない。
7. 答案の作成は、ペン又は万年筆（ただし、インクが消しゴムで消せないものに限る。）を使用する。
なお、修正液・修正テープの使用は認めていない。
8. 試験開始後は、遅刻者の入場は認めない。ただし、特別の事情により遅刻した者については、定刻後30分以内までに限り、その入場を認めることがある。
試験時間途中で答案を提出（あるいは試験を放棄）して退場することは、試験開始30分後から試験終了10分前までに限り、認める。
試験を放棄する場合には、答案用紙及び氏名票に必要事項を記入のうえ大きく放棄と明記し、その答案用紙を直接監督者に渡して退場すること。試験を放棄した場合、試験を欠席したものとみなして、旧カリキュラム適用学生、履修届出上限規則・早期卒業規則の適用のない新カリキュラム適用学生については未受験として、履修届出上限規則・早期卒業規則の適用のある新カリキュラム適用学生については不可として、処理する。病気等の客観的事由によるものでない限り追試験の受験も認めない（法学部規則第12条第3項参照）ので注意すること。
9. 受験者は、入室後又は試験中、監督者の許可を得ないで、試験場外に出てはならない。
10. 試験終了の合図によって、直ちに筆を置いて、答案を教壇の上の指定の箇所に提出すること。なお、答案に氏名、学生証番号等がないときは、その答案は無効となる。
11. 試験場内においては、すべて係員及び監督者の指示に従わなければならない。
12. 試験は公正に行われるべきであり、不正な行為は厳に慎まなければならない。このことは受験者の守るべき規律として当然のことであるが、本学部の試験に際してはこの点特に注意されたい。六法等の持ち込みを許可された場合も、書き込みのあるものの持ち込みは不正行為である。
13. レポート作成についても、インターネット上で公開されている記事等を含め他人の著作物を剽窃するなどしてはならないことはもちろんである。